

阿見町道の駅整備事業で取得した土地の今後の活用方策の方向性について

阿見町道の駅整備事業の中止決定により、既に取得している用地については、町総合計画の基本構想での土地利用ゾーニングへの位置づけや基本計画での施策の展開方針など、ゼロベースでの有効活用方策を検討していく必要がある。このような考え方を念頭に置きながら、公共公益的な利用や民間への売却・貸付等について調査研究を行っていくこととする。

1. 用地の管理区分について

- (1) 利活用の方向性が確定するまでの間は行政財産として扱う。
- (2) 売却又は貸付決定後、普通財産に区分変更（所管替え）して対応する。

2. 利活用の手法の検討

(1) 民間等施設用地として活用

民間事業者等の活用によって地域の活性化など町民全体の利益に資すると認められる場合は、企業誘致等による売却又は貸付などの方策を選択する。なお、この場合においても、利活用する民間事業者に対し、周辺環境への配慮や地域活動への貢献など、町が一定程度関与し、地域と調和のとれた発展につながるよう努めていくものとする。

①売却

- ・現況での売却とする。
- ・売却の手法については、公募プロポーザル方式等新たな手法を検討する。
- ・現地調査から測量、公売までの業務を一括して包括委託する手法を検討する。

②貸付

- ・未利用地については、財源を確保しつつ、町の施策を実現していくため、土地の利用方法に条件を付して定期借地権を設定する等の手法について推進していく。
- ・事業実施期間まで、又は売却が決まるまでの間、民間への貸付を検討するなど、財源確保に努める。

(2) 用地の維持管理等

民間事業者等での活用が図られるまでの間、町において引き続き行政財産として保有し、適正な維持管理を行う。